

台湾の世界保健機関（WHO）へのオブザーバー参加を求める意見書

台湾は、平成15年の重症急性呼吸器症候群（SARS）の流行を教訓として、国際感染症の防疫を極めて重視しており、全世界に深刻な影響を及ぼしている新型コロナウイルス感染症についても、その流行初期段階において、迅速かつ効果的な取組により感染拡大防止対策に成功した実績を持つ地域である。

世界保健機関（以下「WHO」という。）の年次総会へ、平成21年以降8年連続でオブザーバーとして参加し、保健衛生分野において国際貢献してきた台湾であるが、平成29年以降は参加が認められていない。

新型コロナウイルス感染症の世界的流行を終息させるためには、国際的な防疫体制の構築が必要であり、そのためには、特定の地域が取り残されることによる地理的な空白を埋めるとともに、公衆衛生上の成果を上げた地域の有益な知見・経験を世界で共有することが欠かせない。

よって、台湾がWHOに参加できないことは、我が国にとどまらず、全世界の人々の公衆衛生上の利益を損なう事態であることから、国においては、関係各国・地域と連携し、台湾のWHOへのオブザーバー参加に向けて、加盟国及びWHOへの働きかけをこれまで以上に強化することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月29日

岡山県議会

（提出先）

内閣総理大臣

外務大臣

厚生労働大臣

内閣官房長官

衆議院議長

参議院議長